

令和2年5月11日

報道機関各位

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター

「地域課題解決型起業支援金」の募集を開始しました

北海道中小企業総合支援センターでは、社会的事業の分野において、地域課題の解決に資するために新たに起業する者に対して、起業に必要な経費の一部を補助するとともに事業立ち上げ等に関する伴走支援を実施することにより、道内における起業を促進し地域経済の活性化を図ることを目的とした「地域課題解決型起業支援金」の募集を下記の通り開始しました。

記

【募 集 期 間】令和2年5月8日（金）～ 令和2年6月15日（月）（17時）

【対 象 者】事業を営んでいない個人であって、令和2年5月8日から令和2年12月31日まで
に、個人事業の開業の届出をする者、中小企業者である会社又は企業組合若しくは特
定非営利活動法人の設立を行い、その代表者となる者。

【対 象 事 業】北海道の地域課題解決に資するため新たに起業する社会的事業
（地域活性化関連、まちづくりの推進、子育て支援、社会福祉関連、買い物弱者支援等）

【補 助 率】2分の1以内

【補 助 上 限 額】200万円

【補助対象期間】交付決定日から令和2年12月31日までの間

※詳しくは当センターのホームページ（URL <https://www.hsc.or.jp/consul/regional-entre/>）を
ご確認ください。

以上

（お問い合わせ先）

北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援 G（担当：林 佐々木）
〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階
TEL 011-232-2403

令和2年度地域課題解決型起業支援事業 募集のお知らせ

募集期間：令和2年5月8日（金）～ 令和2年6月15日（月）【17時必着】

※申請状況により、追加の2次募集を行う場合があります。

■事業の概要

道内の地域課題を解決するための起業に要する経費の一部を補助するとともに、事業の実現性を高めるため、（公財）北海道中小企業総合支援センターが事業の立ち上げに当たり、伴走支援を行います。

■対象者

(1) 事業を営んでいない個人（※1）であって、令和2年5月8日（金）から令和2年12月31日（木）までに、個人事業の開業の届出をする者、中小企業者（※2）である株式会社、合同会社、合資会社、合名会社、又は企業組合（※3）若しくは特定非営利活動法人の設立を行い、その代表者となる者。

※1 交付申請日時点で、開業届を提出している者並びに法人や組合等の代表者である者（ただし、令和2年5月8日以降に開業届を提出した者及び法人や組合などの代表者になった者を除く）及び休業中の者は対象外です。

※2 「中小企業者」は、農業、漁業並びに林業を営む者及びみなし大企業を除きます。

※3 企業組合の場合は、組合員のいずれもが事業を営んでいない個人とします。

(2) 北海道内に居住している者又は補助事業期間完了日までに北海道内に居住することを予定している者。

(3) 法人の登記又は個人事業の開業の届出を北海道内で行う者。

(4) 未成年の場合は、法定代理人の同意を得ていること。 等

■対象事業

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(1) 北海道の地域課題解決に資する次に掲げる事項の全てに該当する社会的事業であり、新たに起業する事業であること。

ア 本道の地域社会が抱える課題の解決に資すること。

イ 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること。

ウ 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと。

(2) 北海道内で実施する事業であること。

(3) 令和2年5月8日以降、起業支援金の交付決定を受けた補助事業の事業期間完了日以前に新たに起業する事業であること。等

※対象事業の例：地域活性化関連、まちづくりの推進、子育て支援、社会福祉関連、買い物弱者支援

■起業支援金

◇補助率：1/2以内 ◇交付限度額：200万円

◇対象となる経費：人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費、その他知事が必要と認める経費 ※経費の詳細については、募集要項「Ⅱ 対象経費について」をご参照ください。

■事業期間

交付決定日～ 令和2年12月31日（木）（又は申請者が定めた日のどちらか早い日まで）

■ 伴走支援

起業支援金の交付を受ける者（以下「交付対象事業者」という。）は、事業の立ち上げに向けたセンターの伴走支援を受けることにより、事業の実現性をより確実なものにしていただきます。

■ スケジュール（予定）

令和2年				令和3年		
5/8●	● 6/15	7月中旬 ●	● 12/31	● 1/29	● 2月末	
募集開始	募集終了	審査会・交付決定	＜伴走支援＞	事業完了	実績報告提出	起業支援金交付

■ 選定方法

(1) 起業支援金の交付対象事業者の選定は、次のとおり実施します。

要件確認等を経た後、審査委員会において、下記（2）に掲げる項目について事業計画を評価し、交付対象事業者を決定します。

なお、審査結果については、書面で通知します。

※事業内容について事務局がヒアリングをおこなう場合があります。

※審査結果に対する問い合わせには、一切応じられません。

(2) 選定における評価基準となる項目は以下のとおりです。

- ①本道の地域社会が抱えている課題の解決に資するかの「社会性」
- ②事業収益によって自律的な事業継続が可能かの「事業性」
- ③地域の課題に対する事業の需要が見込まれるかの「必要性」
- ④資金調達の見込み
- ⑤その他評価するに当たり考慮すべきと認められるもの

※また、交付対象事業者を決定する際には、空き店舗（近隣商業地域又は商業地域に限る）を活用する者、道外から移住する（令和2年4月1日以降移住した者に限る）者及び札幌市以外の区域で創業する者について一定程度優遇します。

■ 申請方法

募集要項をご覧の上、令和2年度地域課題解決型起業支援事業交付申請書及びその他必要書類等をセンター札幌本部へご提出ください（※センターの支部では受付していません）。

募集要項及び申請書類の様式は、当センターのホームページ（<https://www.hsc.or.jp/consul/regional-entre/>）からダウンロードできます。

■ 問い合わせ先

＜本部＞

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階
公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援G
TEL：011-232-2403 E-mail：info@hsc.or.jp

＜支部＞

- | | | | | |
|---------|-----------|------------------|---------------|----------------------|
| ◆道南支部 | 〒041-0801 | 函館市桔梗町379 | 北海道立工業技術センター内 | TEL 0138-82-9089（高橋） |
| ◆十勝支部 | 〒080-0013 | 帯広市西3条南9丁目1番地1 | 帯広商工会議所内 | TEL 0155-67-4515（塚崎） |
| ◆釧路支部 | 〒085-0847 | 釧路市大町1丁目1番1号 | 釧路商工会議所内 | TEL 0154-64-5563（加来） |
| ◆道北支部 | 〒078-8801 | 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 | 旭川サテライト内 | TEL 0166-68-2750（河上） |
| ◆日胆支部 | 〒050-0083 | 室蘭市東町4丁目28番1号 | 室蘭テクノセンター内 | TEL 0143-47-6410（中屋） |
| ◆林-ツウ支部 | 〒090-0023 | 北見市北3条東1丁目 | 北見商工会議所内 | TEL 0157-31-1123（伊藤） |